

■寒川総合図書館複写サービス実施要綱

施行平成18年11月7日
改正令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川総合図書館（以下「図書館」という。）が行う複写サービスに関し、寒川総合図書館管理運営規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(複写を行わない図書資料)

第2条 図書館が所有する図書資料のうち、規則第14条第1項ただし書きで規定する図書館長（以下「館長」という。）が不相当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1)著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触するもの
- (2)複写により損傷のおそれのあるもの
- (3)その他館長が複写を不相当と認めるもの

(複写サービスの内容)

第3条 図書館が行う複写サービスは、利用者が図書館内に設置された機器を用いて自ら行う複写とする。

2 用紙のサイズは、A3判までとする。

(費用負担)

第4条 複写を希望する者は、次の各号に掲げる実費を負担するものとする。

- 黑白複写 1枚につき10円
カラー複写 1枚につき50円、ただしA3判は80円

2 利用料金の納入方法は、現金によるものとする。

(利用申込み)

第5条 利用者は、複写申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(利用時間)

第6条 複写の利用時間は、開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び月曜日の振替休日にあつては、午後5時までとする。

(利用の制限)

第7条 館長は業務の都合により複写サービスの受付を制限し、または変更することができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から一部改正する。